

社会医療法人高清会と天理大学との包括連携に関する協定書

社会医療法人高清会（以下「甲」という。）と天理大学（以下「乙」という。）は、地域を中心とした相互の協力・連携を円滑にするために、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互連携と協働による活動を推進し、地域・社会における健康増進を図るとともに、地域に貢献できる人材の育成を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について互いに連携し協力するものとする。

- (1) 地域の健康増進に関すること
- (2) 地域における健康増進に医学的・体育学的側面から寄与すること
- (3) 地域住民への医療・健康に関する情報提供に関すること
- (4) 連携プロジェクトや健康作りイベントの推進に関すること
- (5) 学生のキャリア形成支援に関すること
- (6) その他本協定の目的を達成するために必要と認める事項に関すること

（協議）

第3条 本協定の実施に関する具体的な事項については、甲及び乙の両者が協議して定めるものとし、協力・連携に関する窓口をそれぞれ設置し、相互に協議・情報交換等を定期的に行う。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た情報を、本協定の目的のために使用し、協定期間中及び協定期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏らしてはいけない。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和6年3月31日までの間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲又は乙のいずれからも協定廃止の申入れがない場合は、1年間有効期間を延長する。なお、その後の有効期間満了時においても同様とする。

（細則）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めない事項について必要があるときは、甲及び乙の両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年3月1日

社会医療法人 高清会
理事長

高木重郎

天理大学
学長

水元敏昭